

# 営農計画書（農業経営計画書）

令和 年 月 日

精華町農業委員会会長 様

申請者住所 精華町南稲八妻北尻△△番地△  
申請者氏名 精華 太郎□

農地法第3条第1項の規定による許可申請を行うにあたり、許可後の農業経営の計画等については以下のとおりです。

1 許可後の営農計画(許可日によらず、1年間を通した計画を記載すること。)

土地の表示					栽培 作物	10a当 たり収 穫見込 (kg)	粗収 見込 (円)	作付け栽培管理期間											
所 在	地番	地 目		面積 (㎡)				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		登記簿	現況																
精華町南稲八妻北尻	▲	田	田	1000	水稻	480	〇万												

2 農作業に従事する者の通作距離及び通作方法

区 分		氏 名	住所又は農作業の 拠点となる場所(a)	(a)から申請農地 までの距離(km)	通作方法及び 所要時間
個人	申請者	精華 太郎	精華町南稲八妻北尻 △△番地△	0.5	徒歩10分
	世帯員等				
法人	雇用者				

注1 農作業の拠点となる場所とは、農業経営を行う法人の農作業拠点施設(宿舍等を含む。)を指す。法人であっても、拠点施設がない場合は、個人と同様に農作業従事者の住所となる。

注2 世帯員等が申請者と同一住所の場合は世帯員等の欄は記載不要。

注3 雇用者が複数いる場合は、それぞれの距離及び所要時間を記載すること。ただし、同一の拠点施設から通作する場合は、代表者について場所・距離・時間を記載し、以下同様とすること。